

特別警報・暴風警報発令時などの対応について

特別警報・暴風警報発令時などの対応については、次のとおりといたします。
ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 臨時休業となる場合

午前6時の時点で特別警報(大雨・暴風・大雪・暴風雪)、暴風警報、
が発令されている場合は、生徒は自宅待機とする。

午前7時の時点でも発令されている場合は、臨時休業とする。

学区に避難指示が発令されている場合も、臨時休業とする。

2 大雨・洪水警報発令などの場合は、原則として生徒は登校する。

大雨・洪水警報発令などに伴って登校を見合わせたいと判断した場合、保護者はその旨を学校に電話連絡する。

3 授業時間帯に特別警報・暴風警報・避難指示が発令された場合は、教育活動を中止し、なるべく早く下校させる。

4 その他（お願い）

- (1) 特別警報・暴風警報・避難指示の発令を知らないで登校している生徒を見かけた時は、速やかに安全に帰宅するよう指導する。

(教職員・保護者共通)

- (2) 登校してしまった生徒については、速やかに安全に帰宅するよう指導する。

(教職員)

- (3) 河川などの増水により登下校の危険が予想される場合は、学校に連絡する。

- (4) 通常の日においても登下校する上で危険箇所のある場合は、学校に連絡する。

西中学校 ☎086-422-6030

※ なお、あいさつ運動、PTA役員会等も、暴風警報または特別警報が発令されている場合は、中止とさせていただきます。